

令和元年度島根県一般会計補正予算（第7号）の知事専決 処分について

令和2年3月25日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）を受け、早急に対策を講じる必要から、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 令和2年3月25日

3 補正予算の内容

(1) 補正予算額 214,270 千円
(補正後の一般会計予算額 467,719,124 千円)

(2) 内訳

[歳出予算]

・ 生活福祉資金の特例貸付	164,000 千円
・ 認可外保育施設等の感染拡大防止	17,628 千円
・ 障がい児放課後等デイサービスの利用者 負担軽減	15,000 千円
・ 感染症患者入院医療機関の設備整備支援	17,642 千円
合 計	214,270 千円

[歳入予算]

・ 国庫支出金	205,449 千円
・ 地方交付税	8,821 千円
合 計	214,270 千円

補 正 項 目

(単位:千円)

新 規	事 業 名	予 算 額	説 明	所 管 課
新	生活福祉資金の特例貸付	164,000	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等で収入減少があった世帯に対し、特例として生活福祉資金を貸付</p> <p>[事業実施主体] 島根県社会福祉協議会</p> <p>[貸付対象者] 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯又は、生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>[貸付内容]</p> <p>①緊急小口資金(休業された方向け) ・貸付上限 20万円以内 ・据置期間 1年以内 ・償還期限 据置期間経過後2年以内 ・貸付利子 無利子 ・保証人 不要</p> <p>②総合支援資金(失業された方等向け) ・貸付上限 月20万円以内×原則3月以内 ・据置期間 1年以内 ・償還期限 据置期間経過後10年以内 ・貸付利子 無利子 ・保証人 不要</p> <p>[受付開始日] 令和2年3月25日</p> <p>[申込先] 市町村社会福祉協議会</p> <p>[負担割合] 国10/10</p>	健康福祉部 [地域福祉課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	認可外保育施設等への感染拡大防止事業	7,574	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、認可外保育施設等に対し、子ども用マスクや消毒液等の確保を支援</p> <p>①認可外保育施設</p> <p>[対象施設数] 32施設</p> <p>[対象経費]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県が施設配布用に一括購入したマスク等の衛生用品に係る経費・ 各施設において、令和2年1月16日以降に購入したマスク等の衛生用品に係る経費 <p>[負担割合] 国10/10</p> <p>②幼稚園</p> <p>[対象施設数] 私立幼稚園 1施設</p> <p>[対象経費]</p> <p>各施設において、令和2年2月27日以降に購入したマスク等の衛生用品に係る経費</p> <p>[負担割合] 国10/10</p>	健康福祉部 [子ども・子育て支援課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	障がい福祉サービス事業者等への感染拡大防止事業	10,054	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、障がい福祉サービス事業者等に対し、障がい児のための小型マスクや消毒液等の確保を支援</p> <p>[対象経費] 各事業者等において、令和2年1月16日以降に購入したマスク等の衛生用品に係る経費</p> <p>[負担割合] 国10/10</p>	健康福祉部 [障がい福祉課]
新	障がい児放課後等デイサービス利用支援事業	15,000	<p>新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業措置により、放課後等デイサービスの利用増加に伴い生じる追加経費を支援</p> <p>[負担割合] 国10/10</p>	健康福祉部 [障がい福祉課]
新	入院医療機関設備整備事業	17,642	<p>新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関における、人工呼吸器及び簡易陰圧装置の整備を支援</p> <p>[補助医療機関] 公立邑智病院</p> <p>[導入台数] 人工呼吸器 6台 簡易陰圧装置 5台</p> <p>[負担割合] 国1/2、県1/2</p>	健康福祉部 [薬事衛生課]

【参考】既に講じている対策

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	新型コロナウイルス感染症対策資金（中小企業者向け）	制度創設 (R2. 3. 9)	<p>新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、売上高等が減少している中小企業者等に対し、低利な融資制度を創設</p> <p>[融資枠] 30億円</p> <p>[資金使途] 設備資金、運転資金（借換不可）</p> <p>[融資期間] 10年以内(据置期間1年以内を含む)</p> <p>[融資限度額] 8,000万円</p> <p>[融資利率] 年1.10%（固定）</p> <p>[保証料率] 年0.40%～0.71%</p>	商工労働部 [中小企業課]
新	新型コロナウイルス感染症対策資金(農業者、漁業者向け)	制度創設 (R2. 3. 17)	<p>新型コロナウイルス感染症の発生に起因した農水産物の消費減少、販売価格の下落等により経営に影響を受けている農業者、漁業者向けに、低利な融資制度を創設</p> <p>[融資枠] ・農業者 5億円 ・漁業者 3.4億円</p> <p>[資金使途] 運転資金</p> <p>[融資期間] 10年以内(据置期間3年以内を含む)</p> <p>[融資限度額] 年間販売額・年間水揚金額の減少額または減少見込額(1,200万円を限度)</p> <p>[融資利率] ・農業者 年0.1%（JAしまねの支援により、当初5年間無利子） ・漁業者 年0.1%</p> <p>[保証料率] ・農業者 年0.2% ・漁業者 年0.71%～1.09%</p>	農林水産部 [農業経営課] [水産課]